
プロジェクト リース

項目 第 134 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 134 回リース会計専門委員会（2023 年 10 月 3 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借手のリース期間

（借手のリース期間は解約不能期間とすることが適切であるとの意見への対応）

2. 延長オプションを借手のリース期間に反映させることや条件変更がない場合のリース期間の見直し等が税法上許容されないと考えられるとの意見について、コメント提供者は税務上のリース期間は解約不能期間となることを前提にコメントしていると考えられる。検討にあたっては、コメント提供者が想定している税務上の影響を確認すべきと考える。
3. 会社法への影響について、配当可能利益の観点からリース負債の負債性をどう考えるかについても説明が必要と考える。

（延長又は解約オプションの行使可能性に関する「合理的に確実」の閾値の明確化を求める意見への対応）

4. 事務局提案に賛成するが、設例 8 との整合性については見直す必要があると考える。つまり、本適用指針案 BC23 項では「借手のリース期間には、借手が行使する経済的インセンティブを有するオプションのみを反映させる。」としており、「合理的に確実」の蓋然性は一般的に高いものと理解しているが、本適用指針案設例 8 では「延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかの判断は、すべての事実及び状況を考慮した判断が必要となる」としており経済的インセンティブ以外の要素も含めてリース期間を検討するようにも読めることから「合理的に確実」の閾値が低く示される可能性を懸念するため、両者の整合性について検討すべきと考える。

（リースの強制力に関するガイダンスを追加すべきとの意見への対応）

5. ガイダンスを追加する必要はないと考えるが、コメント提供者のニーズは貸手が拒否できる場合は延長オプションにあたらぬことを明確にしてほしいという点と考えられる

ため、我が国の実務慣行で契約上一般的に使われている文言の中で作成者が判断を迷うようなものがあるか否かについて検討すべきと考える。

- IFRS 第 16 号におけるリースの強制力のガイダンス (IFRS 第 16 号 B34 項及び BC127 項) は実務で参照する機会が多いため、日本基準においても取り入れるべきと考える。

(その他)

- 延長オプションの行使可能性の判断は、業種によって異なると考えられるため、借手のリース期間を決定するにあたり考慮した経済的インセンティブと借手のリース期間の関係がわかるような開示が必要かどうかに関して検討すべきと考える。

コメント対応表 (質問 6)

(コメント 6-6)

- 短期リースを繰り返し契約するという懸念への対応としては、事務局のコメント対応案で記載している事例よりも、同時に締結された複数の契約について結合して単一の契約として会計処理する事例 (本会計基準案 BC20 項) の方が対応案に記載する事例としては適切であると考えられるため、コメント対応案の記載を見直すべきと考える。
- 契約上は期間が 1 年間でかつ延長オプションの記載がないものの、実際は契約を再締結することで結果的に長期間のリースとなる場合もあると考えられる。コメント対応案では、このような契約についての考え方を記載する方が良いと考える。
- 前項のケースについては、契約には書面のみならず口頭及び取引慣行等も含まれる (本会計基準案第 4 項) とする定めで対応できるのではないかと考える。

コメント対応表 (質問 8)

(コメント 8-4)

- 振当処理が「解約不能期間に相当する部分に限られる」とのコメント対応案の記載について、予定取引もヘッジ対象となり得ると考えられるため記載を見直す必要があると考える。
- 振当処理が「解約不能期間に相当する部分に限られる」とのコメント対応案の記載について、延長オプションの行使可能性が極めて高い場合もあり得るため、必ずしも解約不

能期間に相当する部分に限られないケースもあると考えられる。この判断は、実務において適切に判断できるように、コメント対応表へ記載しない方が良いと考える。

13. 振当処理が「解約不能期間に相当する部分に限られる」とのコメント対応案の記載について、行使が合理的に確実である延長オプションの対象期間について、リース負債として計上することが求められる一方、振当処理の対象として認められないことには違和感がある。
14. リース負債が振当処理の適用の対象となるかについて明らかにすべきとの意見について、会計基準等に会計処理を直接記載することも考えられる一方、前項までの意見を踏まえて、考え方のみを示すということも考えられる。

(コメント 8-5)

15. 購入オプションの行使条件を割安購入選択権の有無とすべきとの意見について、割安購入選択権に限定することで実務上の判断が安定すると考えている。一方、IFRS 第 16 号との整合性が図られないことから限定しないとする事務局の提案も理解できるため、公開草案の提案内容について変更しない場合は、従来の企業会計基準適用指針第 16 号が定める割安購入選択権が当該行使条件に該当することを記載していただきたい。

(コメント 8-7)

16. 原状回復義務に関する除去費用を有形固定資産に配分するか、使用権資産に配分するかの判断は、実務において論点となることがあり、コメント対応案で記載されている考え方が明示されることは有用であると考え。一方、コメント対応案で記載されている考え方と異なる会計処理を行っている実務も想定されるため、配慮した記載が必要と考える。
17. コメント対応案の記載は、資産除去債務が有形固定資産と使用権資産のどちらにも関連する場合には有形固定資産に優先的に配分すると読めるため、趣旨が異なるのであれば修正する必要があると考える。また、IFRS 任意適用企業でも、どちらへ優先的に配分しているかは各企業によって異なると認識しており、有形固定資産と使用権資産のどちらにより強く関連するかを踏まえて判断するとの記載とすることも検討すべきである。

(コメント 8-8)

18. 使用権資産の構成要素について本会計基準案の記載を本会計適用指針案の記載に合わせて追加することがコメント対応として提案されているが、会計基準の記載は簡素とし適用指針で追加的な記載を行う観点からは、公開草案どおりの記載でよいと考える。この点、どのような観点から会計基準の記載と適用指針の記載を整合させたのか確認したい。

(コメント 8-9)

19. IFRS 第 16 号と同様に受け取ったリース・インセンティブは固定リース料から控除することを明記することとする事務局提案に賛成する。リース・インセンティブの内容についても、網羅的に具体例を記載することは難しく、実務の判断に委ねることで問題ないと考えため、IFRS 第 16 号と同様の定義を記載することで足りると考える。

(コメント 8-14)

20. 付随費用の範囲について、コメントどおり付随費用の範囲及び会計処理方法にばらつきがあると考えられるため、コメント対応案のように実態に応じて判断することとする問題の解決にならないと考える。
21. 付随費用の会計処理の多様性を抑えたいというコメント提供者の意見には同意するが、付随費用にはさまざまな要素が含まれるため会計基準等で定めることは難しく、実務において、監査法人も含む関係者間でばらつきがないようにしていく問題であると考え。

コメント対応表 (質問 9)**(コメント 9-3)**

22. 購入オプションが存在する場合は短期リースにしないことを会計方針として選択することが可能であれば、IFRS 任意適用企業は個別財務諸表と連結財務諸表で同様の会計処理が可能となる。簡素で利便性が高いという原則にも反しないため、購入オプションが存在する場合は短期リースにしないことを会計方針として選択できることを明記していただきたい。
23. 購入オプションが存在する場合は短期リースにしないことを会計方針として選択することが可能であるならば、コメント対応表ではなく、結論の背景に明記することが必要であると考え。

(コメント 9-4)

24. 短期リースに係る費用の金額に少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記することができる例外の定めについて、短期リースに係る費用は短期間で発生する費用である一方、少額リースに係る費用は長期間にわたり発生する費用であるため両者は明らかに性質の異なるものであるため、合算して注記することを認める理由について再検討すべきである。

少額リースに関する簡便的な取扱い

(全体に対する意見)

25. 事務局提案に賛成する。

(300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いに関する金額の閾値に対する意見への対応)

26. 事務局提案に賛成する。300 万円という金額を基準にオフバランス処理を認めても、多額のリースがオフバランスになるという懸念はないと考える。

(300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについて、解約不能期間に基づき閾値を定める点に対する意見への対応)

27. 実務コストの観点からは解約不能期間で閾値を定めて欲しいというコメント提供者の意見に同意するが、「合理的に確実」が高い閾値であることが十分に理解されることにより実務の煩雑性も低下すると考える。

(IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いについて米ドルで閾値を設定している点に対する意見への対応)

28. 「原資産の価値が一定金額以下のリース」と定め、結論の背景に IFRS 第 16 号と整合性を図ったものであることを追記する（以下「(案 1)」という。）とする事務局提案に賛成する。

29. (案 1) とする事務局提案に賛成する。公開草案の記載を変更し、適用指針の本文ではなく結論の背景において記載する場合でも、「およそ 5 千米ドル」という数値については本公開草案同様に明記することが必要と考える。

30. (案 1) とする事務局提案に賛成する。ただし、結論の背景において「IFRS 任意適用企業が IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても基本的に修正が不要となることを想定するという目的を達成することができない可能性がある」という理由のみで「およそ 5 千米ドル」を日本円換算した額を追記する案を採用しないという記載は、日本基準として十分でない可能性があるため、再検討すべきと考える。

31. 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについても、適用指針の本文に記載する必要は必ずしもないと考えられる。そのため、(案 1) とした場合、適用指針の本文において契約ごとまたは物件ごとに重要性が乏しいものは少額リースとして扱うことが可能であることを定め、結論の背景において 300 万円及び 5 千米ドル等の具体的な数値を記載することが良いと考える。

コメント対応表（質問 10）**（コメント 10-3）**

32. コメント対応案において、本適用指針案第 20 項(2)の①又は②のいずれかを適用するかについては会計方針の選択であると記載がある一方、同項(1)及び(2)の①のいずれかを適用するかについては会計方針の選択であるか否かについては言及されていない。会計方針の選択となるのであれば、その旨が明らかになることで実務の混乱を回避できると考えられるため、コメント対応案への記載を検討いただきたい。

（コメント 10-5）

33. 少額リースの判定において、契約結合後のリースで判断する案（以下「【案 1】」という。）に賛成する。結合前のリースで判断することを妨げないとする案（以下「【案 2】」という。）では契約書の単位での判断となり、実態に即した会計処理が行われられない可能性があるため、弊害が大きいと考える。

34. 【案 1】に賛成する。【案 2】では実務にばらつきが生じる可能性があると考ええる。

35. 【案 1】に賛成する。短期リースを繰り返し契約するという懸念への対応という観点からも、【案 2】を採用することは難しいのではないかと考える。

（コメント 10-15）

36. IFRS 第 16 号 BC86 項の財務諸表に対して重要性がない場合の取扱いは、我が国の関係者からのコメントも踏まえて IFRS 第 16 号が採り入れたという経緯があること、また、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）第 101 項においても一般的な重要性に関する記載があることも踏まえて、作成者の理解を深めるため、本会計基準案においても記載すべきと考える。

37. 記載を行うことにより一般的な重要性に関する定めとは異なる定めであるとの誤解を招く可能性がある点については、収益認識会計基準第 101 項における「なお、他の会計基準と同様に、重要性が乏しい取引には、本会計基準を適用しないことができる。」との記載を参考にすることで、誤解を生じさせない表現となるものと考ええる。

コメント対応表（質問 12）**（コメント 12-2）**

38. コメント対応案において「一般的な重要性の考え方を適用して、契約ごとに利息の金額に重要性がない場合、簡便的な取扱いを選択することは可能である。」との記載がある

が、一般的な重要性の考え方は財務諸表全体に対して重要性の有無を判断するものであると理解しているため、「契約ごと」と記載すると誤解が生じる可能性があると考えられる。

(コメント 12-4)

39. 使用権資産総額の重要性判定の算定式の修正について、事務局案では分母の未経過の借手のリース料の期末残高を削除すると記載されているが、分母に含まれる使用権資産を控除することも考えられる。
40. 前項に関連し、現行の企業会計基準適用指針第 16 号第 32 項におけるリース資産総額の重要性判定の算定式でも未経過のリース料の期末残高を二重に含めている点について、過去の経緯を確認してはどうか。

コメント対応表 (質問 13)

(コメント 13-3)

41. 原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産の耐用年数について、IFRS 第 16 号と同様、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方となることを明確化すべきとの意見について、この定めを採り入れない場合、支払を遅らせるために意図的に契約期間を使用権資産の耐用年数より長くするような契約に対しても、借手のリース期間で減価償却を行うこととなる点が懸念される。従来 of 企業会計基準第 13 号等ではファイナンス・リースのみが資産計上されていたため、リース期間は耐用年数と近似していることが前提であったと考えられるが、本公開草案ではオペレーティング・リースも対象に含まれているため、従来の定めを踏襲することでよいか再検討する必要があると考える。

オブザーバーからのコメント

(少額リースに関する簡便的な取扱いへの対応)

300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについて、解約不能期間に基づき閾値を定める点

42. 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについて、事務局提案では解約不能期間ではなく延長・解約オプションの対象期間を含めた借手のリース期間で判定することとなるため、従来 of 企業会計基準第 13 号等における少額リースの取扱いから変更されている

ものと理解している。一方、本適用指針案 BC35 項では、「企業会計基準適用指針第 16 号における 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いを適用している企業においては、これを継続することを認めることにより、追加的な負担を減らすことができると考えられる。」と記載されており、従来の定めをそのまま適用できるかのようにも読める。このため、両者の関係を再度整理する必要があると考える。

以 上